

面接によるうつ病等の可能性の評価と受診の要否の判断

うつ病等の一次スクリーニングで「危険性が高い」と判定された労働者に対して、次の全ての項目について直接質問し、チェックし事後措置を行う。

A1	この2週間以上、毎日のように、ほとんど1日中ずっと憂うつであったり沈んだ気持ちでいましたか？	☐ いいえ	☐ はい
A2	この2週間以上、ほとんどのことに興味がなくなっていたり、大抵いつもなら楽しめていたことが楽しめなくなっていましたか？	☐ いいえ	☐ はい

A1とA2のどちらか、あるいは両方が「はい」である場合、下記の質問に進む。

この2週間以上、憂うつであったり、ほとんどのことに興味がなくなっていた場合、あなたは：

A3	毎晩のように、睡眠に問題（たとえば、寝つきが悪い、真夜中に目が覚める、朝早く目覚める、寝過ぎてしまうなど）がありましたか？	☐ いいえ	☐ はい
A4	毎日のように、自分に価値がないと感じたり、または罪の意識を感じたりしましたか？	☐ いいえ	☐ はい
A5	毎日のように、集中したり決断することが難しいと感じましたか？	☐ いいえ	☐ はい

A1とA2のどちらか、あるいは両方が「はい」で、A1～A5の回答のうち少なくとも3つ以上「はい」がある。

うつ病の疑いあり

次の（ア）、（イ）のいずれか、あるいは両方が
 （ア）うつ病の症状のために、仕事や生活上の支障がかなりある。
 （イ）死にたい気持ちについて悩む、死についての考え、または死にたい気持ちが持続している。

☐ あり

☐ なし

☐ 専門医療機関への受診を勧める
☐ 現在受診中の専門医療機関への適切な継続受診を勧める

☐ 保健指導と経過観察

長時間労働者への面接指導

チェックリスト（医師用）

本チェックリストは、改正労働安全衛生法に基づく面接指導を医師が適切に行うためのものです。

平成20年8月

過重労働対策等のための
面接指導マニュアル・テキスト等作成委員会